



# 徳島県知事選挙 および 徳島県議会議員一般選挙

# 4月9日(日)が投票日です

徳島県知事選挙(告示日3月23日(木))および徳島県議会議員一般選挙(告示日3月31日(金))が、次の日程で行われます。

**日時** 4月9日(日) 7:00~20:00

※伊島投票区は8日(土)(投票所は伊島町高齢者ふれあいセンターに変更しています。)

※大井・大田井・阿瀬比・新野西・福井上分・蒲生田・後・椿泊は19:00まで

## ■期日前投票

投票当日に仕事や旅行、レジャーや冠婚葬祭などにより、投票所に行くことができないと見込まれる方は次のとおり期日前投票ができます。

**日時 知事** 3月24日(金)~4月8日(土) 8:30~20:00

**県議** 4月1日(土)~8日(土) 8:30~20:00

※伊島投票区は7日(金)まで

**場所** 市役所1階 多目的スペース

年齢・住所要件等詳しくは、広報あなん3月号をご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎22-3791

## 阿南市立小・中学校 再編基本計画を策定しました

教育委員会では、令和3年10月に阿南市教育振興基本計画等策定委員会に対して阿南市立小・中学校再編基本計画(案)の策定を諮問しました。

策定委員会において審議を重ね、令和4年6月には基本計画(素案)を公表しました。その後、パブリックコメント、保護者等アンケート、住民説明会を実施した上で、令和5年2月に策定委員会から教育委員会へ基本計画(案)の答申がありました。

答申を受けて、令和5年2月教育委員会定例会および令和5年2月教育委員会臨時会において審議し、このたび、阿南市立小・中学校再編基本計画を策定しました。

基本計画は、市ホームページで公表しています。また、教育総務課学校再編推進室(市役所5階)でも閲覧ができます。



問い合わせ  
教育総務課学校再編推進室 ☎22-3299

## 募集 放課後児童クラブ(学童) 職員募集

阿南市内の放課後児童クラブでは、職員を募集しています。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後および学校休業日に、適切な遊びと生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図っています。はじめての方も大歓迎、シニアの方も活躍中、子どもたちの成長をサポートしたい方、教員・幼稚園教諭・保育士の資格や子育て経験を生かしたい方、元気な子どもたちと一緒に過ごしませんか。

職員募集をしている児童クラブは、下記までお問い合わせください。市ホームページでもご覧いただけます。

なお、募集(採用)は、各児童クラブが行うものであり、阿南市職員としての募集(採用)ではありません。

**勤務先** 阿南市内児童クラブ

**仕事内容** 小学生の放課後における遊びや生活の場の提供(遊びや自主学習の見守り、おやつ準備や片付け、室内外の清掃など)

※勤務条件等、詳しくは市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 生涯学習課 ☎22-3391

申請のお手伝いを実施していますので、お気軽にお立ち寄りください

マイナンバーカード申請&マイナポイント特設窓口(予約不要!)

実施日 5月末までの月～金曜日(祝日は除く)  
※土、日開催日 4月2日(日)、9日(日)、5月14日(日)、28日(日)  
時間 8:30～17:00(16:30までにお越しください。)  
場所 市役所2階 市民交流ロビー ※場所は変更となる場合があります。  
※マイナンバーカード申請を2月末までにされた方はマイナポイント第2弾の申込みができます。  
(マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。)



マイナンバーカードを持っていますか?

YES

NO

マイナポイントの申込み(5月末まで)

●必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②利用者証明用電子証明書の暗証番号  
(マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁)
- ③各決済サービスが指定する「決済サービスID」  
および「セキュリティコード」
- ④通帳またはキャッシュカード(公金受取口座を登録する場合)

マイナンバーカードの申請(無料で写真撮影)

●必要なもの

- ①2次元コード付き個人番号カード交付申請書
- ①がない場合は、本人確認書類  
(運転免許証等の顔写真付き書類なら1点、  
健康保険証や年金手帳等の顔写真なし書類なら2点)

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

羽ノ浦支所移転のお知らせ

羽ノ浦小学校の改築と老朽化した羽ノ浦支所の耐震対策のため、  
令和6年春頃に羽ノ浦支所が羽ノ浦公民館内に移転します。  
工事期間中は、ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

完成平面図



移転スケジュール

7月～ 改修工事開始  
令和6年春頃 移転予定

工事期間中は、学習室1・2が  
仮公民館事務所となります。

※工事期間中も羽ノ浦支所は現在の場所で  
業務を継続します。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

# 出前市長



## 表原市長と 未来を語りませんか



市長自らが市内で活動しているグループ等の皆さまの元へ出向いて、「生の声」をお聞かせいただき、意見交換を行う「出前市長」を月1回程度(議会開催月を除く)行っています。

皆さまからいただいた貴重なご意見・ご提言は、本市の各種計画等に可能な限り反映させていただきます。

- 募集対象** 市内在住の方を中心として構成する団体および個人のグループ等  
**開催日時** 原則、平日の10:00~21:00(土、日、祝日は除く)の1時間程度  
**開催場所** 市内に限ります。会場の確保は申込団体でお願いします。



申し込み・問い合わせ 秘書広報課 ☎22-1110

## おくりもの

阿南市へ

- 車いす1台(文化会館に設置)

県南軟式野球競技会様から  
公共施設における福祉サービス充実のため

ご寄贈いただきありがとうございました。



## 年金相談 Q&A



**Q** 20歳の学生ですが、収入がないので、国民年金の保険料を支払うことができません。どうしたらよいのでしょうか。

**A** 所得の少ない学生が申請し、承認されることで、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生の方で、納められないからといってそのままにしておくと、将来年金を受給できなくなる恐れがありますので、納付が難しい場合は学生納付特例を申請してください。申請には、基礎年金番号通知書またはマイナンバー(個人番号)、在学期間がわかる学生証の写しや在学証明書が必要です。また、来庁者の本人確認書類、ご本人以外が手続きされる場合は委任状が必要です。

学生納付特例が一度承認されると翌年度以降、在学期間中は毎年4月頃に、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送してください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

## 税務課からのお知らせ

- 固定資産縦覧帳簿(土地・家屋)の縦覧  
令和5年度の固定資産の価格(評価額)を次のとおり縦覧に供します。

**期間** 4月3日(月)~5月1日(月)(土、日、祝日は除く)9:00~17:00

**場所** 市役所1階  
税務課固定資産税担当窓口(8C)

**縦覧できる方** 固定資産税の納税者  
または代理人

**持参物** 本人確認ができる公的証明書  
(マイナンバーカード、運転免許証等)。  
代理人の場合は委任状も必要です。

**手数料** 縦覧帳簿の縦覧は無料。また、  
名寄帳(ご自身が納税義務者となっている資産の一覧表)の閲覧についても縦覧期間中は無料となります。

問い合わせ 税務課固定資産税担当 ☎22-1114

- 令和5年度固定資産評価証明書等の発行予定日

▶固定資産評価証明書 4月3日(月)~

▶固定資産公課証明書 4月7日(金)~

※証明書申請時に本人確認を実施していますので、公的証明書(マイナンバーカード、免許証等)をご持参ください。

問い合わせ 税務課庶務係 ☎22-1114

## 2次元コード・eL番号の納付方法およびお支払いについて

本市では、令和5年度固定資産税および軽自動車税(種別割)について、当初納税通知書(口座振替登録されている場合を除く)に記載されている2次元コードおよびeL番号を利用し、地方税共通納税システム(eLTAX)の地方税お支払サイトや各種スマートフォン決済アプリで電子納付することが可能になります。

地方税お支払サイト(URL : <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)

※eL番号は直接の入力が必要です。

### ◎お支払いについて

令和5年4月1日から従来の口座振替および金融機関等窓口での納付に加え、次のお支払い方法で固定資産税、軽自動車税(種別割)を納付することが可能になります。

- クレジットカード (※1.) ※1. 納付額1万円ごとに75円加算(1万円までは37円)の手数料がかかります。
- スマートフォン決済アプリ (※2.) ※2. アプリ事業者の設定により手数料がかかる場合があります。
- インターネットバンキング
- 口座振替(ダイレクト方式)
- Pay-easy(ペイジー)

#### 《お支払いに関する注意事項》

- 口座振替(ダイレクト方式)を利用する際はeLTAXにて利用者IDを取得してください。また、口座の登録後に作成されるPDF形式の口座振替依頼書を印刷し、金融機関に郵送していただく必要があります。金融機関の審査には一定の期間を要します。
- インターネットバンキングを利用して納税する場合は、事前に金融機関へ利用申込が必要です。(既にインターネットバンキングサービスを利用されている方は新たな申込みは不要です。)詳細については、各金融機関にお問い合わせください。なお、ATMを利用して納税する場合は、利用申込は不要です。
- コンビニエンスストアでのお支払いには利用できません。

#### 《その他注意事項》

- 電子納付される場合は領収書は発行されません。また、軽自動車税(種別割)当初納税通知書に付随している納税証明書(継続検査用)は使用できません。領収書および納税証明書が必要な場合は、納付書裏面記載の金融機関、または市役所等の窓口で納付してください。
- 従来の共通納税システムが利用可能な時間帯は、月～金曜日(祝日、年末年始は除く)の8:30～24:00です。クレジットカードでお支払いする場合は24時間いつでも支払可能です。ただし、クレジットカードで複数の納付書をまとめて納付する場合はeLTAXのサービス利用可能時間内に手続きする必要があります。

### ◆問い合わせ

eLTAX 地方税ポータルサイト  
<https://www.eltax.lta.go.jp/> (外部サイト)

eLTAXヘルプデスク ☎ **0570-081459**

※受付時間は9:00～17:00 月曜日～金曜日

(土曜日、日曜日、休祝日、年末年始12月29日～1月3日は除く)



## 住宅用太陽光発電システム 導入補助金制度の拡充について

令和5年度から、住宅用太陽光発電システムの補助金額を2万円増額し、補助対象製品に住宅用蓄電池およびV2Hシステムを追加しました。

### 補助金額

住宅用太陽光発電システム 7万円

住宅用蓄電池 10万円

V2Hシステム 10万円

※申請額の合計額が、予算を上回った時点で受付を終了します。

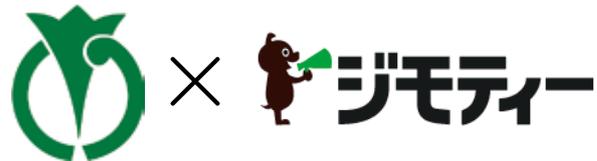
受付開始 4月3日(月)～

※申請方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。



申し込み・問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

## 協定締結のお知らせ



この度、ジモティーとリユースに関する連携協定を締結しました。サイトを利用して、使われなくなった家具や家電を必要としている人に譲り渡すことができます。登録料、手数料がかからず、無料で利用できます。ぜひご利用ください。

協定の相手方 株式会社ジモティー

協定締結日 3月14日(火)

※詳細については、右記二次元コード(ジモティー)からお問い合わせください。



問い合わせ



ホームページ

問い合わせ 環境管理課 ☎22-3794

## 野焼きは法律で 禁止されています!



### 野焼きとは

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野焼き」といいます。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。法律に違反して野焼きを行った場合、罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

### 野焼きが与える影響

野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染の原因となります。また周辺住民に対して「洗濯物が干せない」「煙で喉が痛い」などの悪影響を及ぼします。法律により例外的に認められている野焼きであっても、苦情が発生しないように風向き、場所等にご配慮ください。

### 野焼き禁止の例外

- 1 国または地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
- 2 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
- 3 風俗習慣上・宗教上の行事で行うために必要な場合
- 4 農業・林業・漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの

※庭清掃後の草や木の枝葉、家庭ゴミは焼却禁止です。

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

## 浄化槽補助金のお知らせ

4月3日(月)から令和5年度小型合併処理浄化槽補助金申請を受け付けします。

**対象** 市内において、10人槽以下の小型合併処理浄化槽を住居用に設置する方で、令和6年3月末までに浄化槽設置工事を完了できる方。(ただし、すでに着工されている方ならびに下水道法第4条第1項の事業計画に定めた区域、阿南市伊島地区コミュニティ・プラント事業区域、阿南市春日野地域下水道条例第4条に規定する区域、阿南市西春日野生活排水処理施設条例第4条に規定する区域、阿南市パストラルゆたか野団地生活排水処理施設条例第4条に規定する区域および阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設条例第4条に規定する処理区域は除きます。なお、阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設の管理上、当該施設に接続することができない場合は、補助対象とすることができます。)

**補助金額** 5～10人槽

66,000円～548,000円

**申請方法** 補助金交付申請書(環境保全課備え付け)に必要書類を添付の上、浄化槽設置工事が始まる日の10日前までに提出してください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

## ふるさとづくり基金を活用しませんか

ふるさとづくり基金を活用し、自ら行う魅力ある阿南市づくりを実践しませんか。

**助成対象** 次の2種類があります。

- ▶市の活性化および地域の振興につながる営利を目的としない市民の自発的な事業(地域イベント・文化活動・スポーツ行事等)を行う団体への助成
- ▶海外視察研修(本市に2年以上在住し年齢が満10歳から49歳までの方で、視察研修の体験が地域づくりの実践につながると考えられる方)への助成

### 申請方法および交付の決定

助成を希望される方は申請書(市民生活課市民活動支援室備え付け)に必要事項を記入の上、送付してください。申込用紙は市ホームページからダウンロードすることもできます。助成の選考と金額など詳細はふるさとづくり基金運営委員会の審議を経て決定します。

**申請締切日** 6月30日(金)(必着)

申し込み・問い合わせ  
市民生活課市民活動支援室 ☎24-8061  
〒774-8501富岡町トノ町12番地3  
e-mail:shiminka@anan.i-tokushima.jp

## 自走式草刈機 貸出のご案内



荒廃農地(耕作放棄地)の拡大防止など、農地の適正な管理を図るため、次の条件を満たす方に自走式草刈機を貸し出します。

**対象地** 市内に所在する農地

**対象者** 対象農地の所有者または対象農地の所有者に草刈作業の許可を得た方

**申請方法** 貸出申請書(農林水産課備え付け)を提出。草刈機を利用する農地の所在地(地番まで)および面積の記入が必要。

**貸出期間等** 1回の貸出期間は利用面積に応じて最大4日間(4日目の正午までに返却。ただし、貸出期間の満了日が休日に当たる場合は、その翌開庁日の正午までに返却)。同一対象者への貸し出しは四半期ごとに1回まで、同一年度で3回まで。

**利用料** 無料 ※燃料費は利用者負担

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598

## 住宅リフォーム補助等のお知らせ

### ●あなんぐらし支援事業

市内に本店または支店等の事業所がある施工業者に依頼して行うリフォーム等の工事費用の一部(上限15万円)を補助します。移住者には上限15万円、空家利用には上限35万円の加算があります。

※移住者および空家利用の方は、優先的に当選します。

**受付** 前期申込の抽選受付期間は4月3日(月)から5月31日(水)までとし、当選(80戸)の発表は6月初旬に市ホームページ、本人宛通知にてお知らせする予定です。なお、後期申込(10戸程度)は6月以降を予定しています。

※右の2次元コードから電子申請をご利用いただけます。書面でも申請していただけます。



### ●耐震診断

**要件** 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅  
**自己負担額** 3,000円  
**予定戸数** 73戸(先着順)

### ●耐震改修支援事業

**補助上限** 100万円  
**予定戸数** 25戸(先着順)

### ●耐震シェルター設置支援事業

**補助上限** 80万円  
**予定戸数** 3戸(先着順)

### ●住まいのスマート化支援事業

**要件** 耐震改修または耐震シェルターと併せて行うスマート化工事(スマートロック設置等をともなう省エネ化・バリアフリー化工事)  
**補助上限** 30万円  
**予定戸数** 28戸(先着順)

### ●住替え支援事業

**要件** 昭和56年5月31日以前に着工かつ耐震診断評点が0.7未満と判定され、居住する住宅の全てを除却する工事等  
**補助上限** 30万円  
**予定戸数** 12戸(先着順)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※右の2次元コードから市ホームページをご利用いただけます。



問い合わせ 住宅課 ☎22-3431

# 【徳島県後期高齢者医療制度】 保険料のお知らせ

令和5年度から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、均等割額軽減世帯の所得判定基準の見直しが行われます。

また、下の計算方法で算出された保険料には、所得の低い方および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方の軽減制度があります。

被保険者の方に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

被保険者の皆さまには、ご負担をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 保険料の計算方法

<b>所得割額</b>	+	<b>均等割額</b>	=	<b>保険料</b>
基礎控除(43万円)後の総所得金額等 × 所得割率 10.47% ※被保険者の所得に応じて負担		56,044円 ※被保険者が等しく負担		※100円未満切り捨て、 上限額66万円

## 保険料の軽減(令和5年度)

◆均等割額の軽減…世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額に応じて、軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	7割
43万円+「29万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和4年度:43万円+「28万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下)	5割
43万円+「53万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和4年度:43万円+「52万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下)	2割

◆被保険者の被扶養者であった場合の軽減…後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	均等割額の軽減割合
	5割

## 保険料のお支払い

令和5年度の保険料が年金から差し引かれる方は、4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料をお支払いいただきます。

前年の所得確定後、8月に保険料の決定を行い、確定した年間保険料から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただきます。

また、4月分の年金から差し引かれていない方は、8月に保険料と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666  
 〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1 <https://www.koukikourei-tokushima.jp/>  
 または お住まいの市町村窓口(後期高齢者医療制度担当)まで

## ふるさと活性21活動補助金事業申請の受付

この事業は、地域づくり活動の推進を図ることを目的として、自主的・主体的な取組による特色ある地域おこし活動を行う団体を支援する補助金制度です。

### 対象事業

- ▶ 独自性・創造性に富み、かつ、地域間および人的な交流を図り、将来的に地域の活性化に繋がると認められる事業
- ▶ 伝統文化の継承およびそれを生かした新しい地域おこし事業

- ▶ 地域の活性化を目的としたソフト事業
- ▶ 環境改善を目的としたボランティア事業
- ▶ 地域づくりの先導的役割を担う人材育成をめざした事業

**申請方法** 交付申請書(各公民館に備え付け)に必要事項を記入の上、各公民館へ提出してください。

**受付期間** 4月1日～5月31日

※交付の可否等は、7月中旬に通知する予定です。

問い合わせ 生涯学習課 ☎22-3391

## 南阿波(阿南・那賀・美波・牟岐・海陽)定住自立圏連携事業

### 第47回(令和5年度)成人大学講座受講生募集

**講座内容・日程** 別表の予定(未定は現在調整中)

**定員** 130人

※定員を超えた場合は抽選を行い、開講式の案内をもって当選とします。

**受講資格** 学習意欲のある方

**受講料** 年間1,500円(現地研修などは実費負担があります。)

**受講場所** 文化会館ほか

**申込方法** はがきに住所、氏名、フリガナ、電話番号、携帯電話番号を記入の上、4月14日(金)までに生涯学習課へお申し込みください。なお、電話での受付はいたしません。

☆講座を紹介する動画を制作しましたので、ぜひご覧ください。▶▶▶



日 時	テーマ	場 所	内 容	講 師
5月14日(日) 15:00	◇開講式 第1回講座	文化会館 2階研修室	特殊詐欺の現状と その対策について	徳島県警察本部 生活安全企画課指導官
6月5日(月)～8日(木) 13:30～15:30	選択講座 情報	富岡公民館 OA室	スマートフォン講座	NPO 法人いきいきネット とくしま
6月24日(土) 15:00	第2回講座 医療	文化会館 2階研修室	今、見直そう！ 生活習慣と薬の知識	徳島大学病院薬剤部 試験室長 小川 敦さん
9月23日(祝) ① 9:30～10:30 ② 11:00～12:00 ③ 13:30～14:30	選択講座 科学	科学センター	プラネタリウムで 星空を楽しもう	科学センター天文職員 今村和義さん
10月7日(土) 15:00	第3回講座 歴史	文化会館 2階研修室	阿南と古事記	阿波古事記研究会 三村隆範さん
11月4日(土) 11月11日(土)	選択講座 現地研修	海部郡美波町	美波町散策 (日和佐地区)	美波町観光協会 徳永聖二さん
11月下旬	選択講座 防災	陸上自衛隊 徳島駐屯地	自衛隊施設内見学	徳島駐屯地 司令職務班
12月3日(日) 10:00(予定)	第4回講座 人権フェス ティバル参加	文化会館 (予定)	未定	未定
令和6年1月27日(土) 13:30(予定)	第5回講座 生涯学習推進 大会参加	文化会館 2階研修室	未定	未定
令和6年2月24日(土) 15:00	第6回講座 環境 ◇閉講式	文化会館 2階研修室	エネルギーの現状と 課題について(仮)	四国電力株徳島支店

申し込み・問い合わせ 生涯学習課 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 ☎22-3391